

廃棄物及び汚染土壌の搬出・処理に係る管理制度について

技術士（衛生工学・建設・環境）・環境カウンセラー等

環境計画センター 専任理事 ^{かぎや} ^{つかさ}
鍵谷 司

はじめに

環境施設（No.151, pp.34-44（2018.3））では、社会、政治問題になっている森友学園に対する国有地の売却問題に関し、平成29年11月に会計検査院報告書が公表されたことから「森友学園に係る会計検査院報告について」（以下、検査院報告書と記す）を取り上げた。基本的に用地内で掘削して汚染土壌や廃棄物が確認された場合、これらの搬出にあたっては、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法に基づき、これらの搬出（運搬・処理・処分）等の移動を管理伝票により管理することによって不法処理を防止する仕組みが確立されている。なお、これら管理票は5年間の保存が義務付けられている。

ところで、検査院報告書では、汚染土壌と廃棄物の搬出にあたり交付者（工事業者）が保管する管理票を検査して掘削量等を検討しているが、既存の現地調査結果とは大きく乖離していたこと等から掘削・除去工事の実施について疑義が呈されている。

ここでは、廃棄物処理法及び土壌汚染対策法で規定する搬出する場合の「管理制度」について少し詳細に解説し、検査院報告書では触れていない行政に保管されている管理票について紹介する。ついで、次号（No.154；平成30年12月）では、行政に提出された管理票を用いることにより、信頼性の高い検査内容になることを指摘したい。

1. 廃棄物処理法で定める搬出・処理に係る管理の仕組み

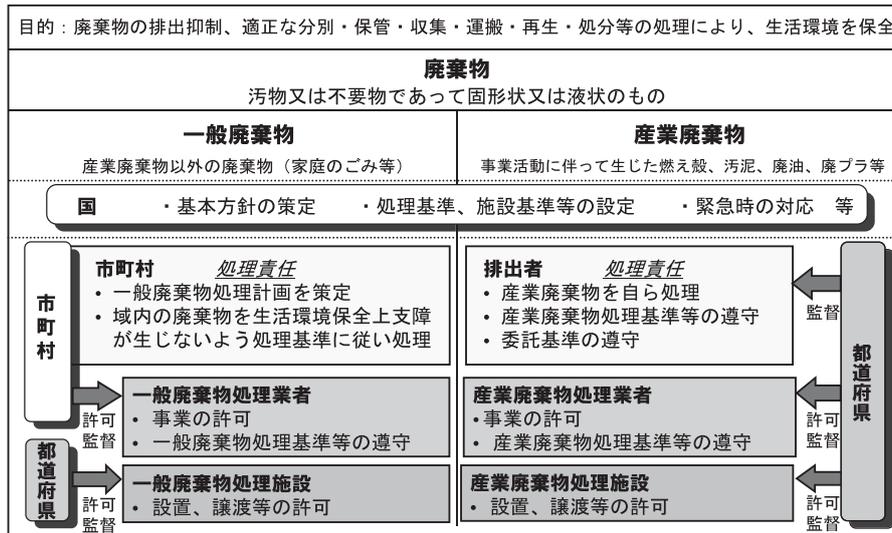
国（近畿財務局）は、森友学園に係る土地の売

却において廃棄物混合土の掘削・処分に係る経費を不動産鑑定価格から差し引いて売却している。とくに、地下に廃棄物等が存在することから、その処分費等を差し引きして、安価な価格で売却したことが大きな問題になった。そこで、環境施設・第151号（平成30年3月）では、掘削・運搬・処分量、処理・工事費及びその算定方法等に関する検査内容、指摘事項を整理して疑念や問題点について、また、環境施設・第152号（平成30年6月）では、汚染土壌の掘削、処理費を「有益費」として過分に支払っている可能性があることから「土壌汚染対策法」について解説し、より信頼性の高い検査ができることを指摘した。最終的に最も重要なことは、掘削・処分量、工事費及びその算定方法等の根拠の信頼性であり、行政に提出された管理票（マニフェスト）を用いて検査、判断すべきであることを述べた。

ここでは、廃棄物処理法において定められている搬出時の管理制度について解説し、行政に提出する書類の内容等についてまとめた。

1. 1 地下に廃棄物が埋設された土地の利用 (1) 廃棄物処理法の概要

廃棄物処理法の体系を図1に示した。廃棄物は、事業活動で発生した20種類の産業廃棄物とその他の家庭ごみなどの一般廃棄物に分類される。その処理責任は、前者については排出事業者、後者については地方自治体等にある。なお、廃棄物とは、占有者が、自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要となったもの



* 生産者による広域的なりサイクルの促進等のための国の認定による特例制度がある

図1 廃棄物処理法の仕組み

で、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のものと定義されている。なお、残土は、廃棄物に該当しないので、廃棄物処理法の規制対象外である。類似したものに無機性の汚泥があり、乾燥すると残土と類似した性状になりうる。

なお、建設汚泥等は、発生時の性状でもって判断するとされており、乾燥後に残土と同じ性状に変化しても産業廃棄物の「汚でい」扱いとされている。

ところで、廃棄物の定義がかなりあいまいであり、従来の単なる「不要物」とした定義では大きな社会的な混乱を招く事例が相次いだ。このため、特定のものが廃棄物に当たるかどうかは、取引価格の有無、占有者の意志、その性状などを総合的に勘案して判断すると変更された。つまり、判断基準は次の5項目について総合的に判断するとされている。

- ①物の性状：利用できる品質であり、生活環境保全上、支障が発生するおそれがない。
- ②排出状況：排出が計画的で、排出までに適切な保管や品質管理がなされている。
- ③通常取扱い形態：製品としての市場があり、通常は廃棄物として処理されていない。
- ④取引価値の有無：有償譲渡がされており、か

つ客観的に見て取引に経済的合理性がある。

- ⑤占有者の意思：適切に利用もしくは他人に有償譲渡する意思があり、放置・処分する意思がない。

(2) 廃棄物の埋立処分と跡地利用について

廃棄物の埋立処分は、最終的には土地造成に結び付くので、従来から造成材として残土やコンクリート殻などの不要物が大量に使用されてきた。このような廃棄物等が埋設された土地は、安定的な状態であったとしても利用時に土地の掘削などにより地下の埋設物が攪拌されたり、酸素が供給されたりすることで、ガスや汚水が発生することなどにより周辺的生活環境に支障を及ぼすおそれがある。こうしたことから、土壤汚染対策法の施行後の平成17年1月に廃棄物処理法が改正され、「土地の形質の変更」に伴う届出が義務付けられた。また、安全な土地利用を図る実務書として「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」が作成された。

廃棄物埋立跡地の利用に係る視点から規制の推移を表1に示した。廃棄物処理法が施行された昭和46年9月以前に埋立てが完了した埋立跡地（旧構造埋立地）は適用外であるが、昭和53年3月以降に設置される最終処分場は最終処分場基準省令が適用され、環境保全のために施設設置が義務付

表1 廃棄物処理法の変遷の概要

年 月	概 要	備 考
	昭和46年9月の法施行以前に既に埋立が完了した埋立地は法の適用外	
昭和46年9月	廃棄物処理法の施行（一廃と産廃を区分）	※処理責任から区分
昭和53年3月	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場基準省令（構造・維持管理基準） 安定型、管理型、遮断型に区分 	※埋立できる廃棄物の種類が規定された
平成4年7月	最終処分場の廃止届制、特別管理廃棄物（特管物）新設	※都道府県等に廃止届 ※特管物に管理伝票制度
平成9年12月	<ul style="list-style-type: none"> ミニ処分場の規制強化；安定型3,000m²、管理型1,000m²以下は届出制から許可制 全ての産業廃棄物に管理伝票制度 	※最終処分場の裾切り撤廃（構造・維持管理基準の適用） ※処理業者までの搬出管理
平成10年6月	廃止確認制度、安定型の規制追加	※廃止基準に基づく廃止
平成12年10月	管理伝票制度の拡大	※最終処分まで搬出管理
平成15年2月	土壌汚染対策法施行	※廃棄物埋立跡地は適用外（3,000m ² 以上は届出）
平成17年1月	法改正「廃棄物が地下にある形質の変更」 【跡地を指定区域に指定、利用時に届出制】	※平成9年12月以前のミニ処分場は指定区域の対象外

※管理伝票制度：マニフェスト制度ともいう。

けられた。また、平成10年6月以降の廃止基準に基づく廃止確認制度が確立され、掘削に伴う跡地利用時における生活環境の保全措置が講じられるようになった。廃棄物処理法に基づいて設置された最終処分場の跡地については、平成17年1月の法改正により都道府県知事等による「指定区域」に指定され、跡地利用時には届出制が義務付けられた。跡地利用の手続きについては、記事末〈参考資料〉1)～3)を参照のこと。

(3) 不法投棄地等における土地の利用について

埋立廃棄物についてほとんど知見がない旧構造埋立処分場跡地や不法投棄地については、掘削して初めて廃棄物の種類、埋立量や埋立深さ等の知見を得ることができる。一般的に不法投棄地や埋め立てられた廃棄物が不明な廃棄物埋立跡地にあつては、汚水発生やガス発生等に対応できる管理型埋立処分場の跡地と同様の措置を講じる必要がある。たとえば、掘削に伴い廃棄物が露出した場合には、風による飛散防止のために土砂で覆う措置や、雨水浸透等による汚水の発生や害虫の発生を防ぐ措置が必要になる。

掘削廃棄物は、その場所（跡地）はすでに最終処分場ではないので、外部へ搬出して適正に処分しなければならない。埋め戻した場合は、不法投棄に該当し、厳しい罰則が規定されている。当然、掘削廃棄物の搬出にあたっては、必要な検査を行い、許可業者への委託処理・委託処分により適正に処理しなければならない。また、掘削廃棄物を跡地に一時的に保管する場合には、汚水対策等の措置を講じなければならないことなどが規定されている。このように、掘削廃棄物の性状によっては、必要な処理方法が異なることに留意する必要がある。

しかしながら、不法投棄地では、掘削して初めて廃棄物が埋設されていたことが明らかになるが、廃棄物処理法上の規定はない。管轄する行政側でも、事業者から相談あるいは報告がない限り、廃棄物の存在さえもわからないので指導することもできない。都道府県によっては、このような不法投棄地等における対応について要綱などが定められていることも想定されるが確認できない。

なお、土地利用にあたり開発許可に係る事前相談の段階で「地盤状況」等に関する協議が必要に



廃棄物が発見された学園グラウンド



乗用車での運搬事例

なるので、この時点で掘削廃棄物の性状、掘削量に対応した適切な対応が指導されることになろう。

1. 2 廃棄物埋立跡地からの搬出・処理に係る管理制度について

廃棄物を含む掘削土の処分には、廃棄物処理法が適用される。産業廃棄物については、その排出から運搬、処理・処分に至る廃棄物の流れを管理伝票で確認できるマニフェスト制度が確立されている。廃棄物埋立跡地の利用は、埋立が終了して処分場廃止手続きの終了後に「指定区域」に指定される。指定区域は、開発許可に係る部局とも共有されているので、対象区域の開発にあたっては埋設廃棄物等に関する情報が保管されており、安全な土地利用に反映される。

(1) 管理伝票（マニフェスト）制度について

マニフェスト制度とは、排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを排出者自ら把握し、不法投棄の防止等適正な処理を確保することを目的とした制度である。制度の推移は、表1に示したように平成4年7月に産業廃棄物に有害な特別管理廃棄物が新規に加えられたが、不法投棄等が実施されると重大な環境汚染を招くことが想定されることから、管理伝票により移動の流れを管理し、不法投棄を防止する仕組み整備された。平成9年12月にはこの制度が全ての産業廃棄物に適用され、平成12年10月に

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

図2 自ら産業廃棄物を運搬する場合の規定

は、従来は中間処理までの搬出を管理していたが最終処分までに拡大し、全ての工程（運搬、処理、処分）における廃棄物の移動を管理できる体制が整備された。

ところで、自ら搬出や処理を行う場合には、業許可が必要ではなく、かつマニフェストの対象外である（上写真）。しかし、運搬車両について図2に示す表示義務や必要書類の携帯が義務付けられている。また、自ら処理する場合においては、処理施設が行政の設置許可施設であり、施設が構造基準や維持管理基準に適合していなければならない。

(2) マニフェストの具体的な流れ

図3に示した産業廃棄物管理票を排出事業者、運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者に移動するごとに廃棄物を受け取り、処理・処分業者へ渡して適正に処分したことを確認できる仕組みにより、廃棄物が行方不明になったり、不法処理が

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票					
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	管理番号	交付担当者	氏名
事（排出者）	氏名又は名称		名称		
	住所 〒	電話番号	所在地 〒	電話番号	
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類（普通の産業廃棄物）		<input type="checkbox"/> 種類（特別管理産業廃棄物）		数量（及び単位）
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えから	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えから（有害）	廃棄
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 汚泥、油泥（す）	<input type="checkbox"/> 7810 引火性廃油（有害）	<input type="checkbox"/> 7425 廃油（有害）	
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥（有害）	産業廃棄物の名称
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 粉じん	<input type="checkbox"/> 7110 強酸（有害）	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸（有害）	
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ（有害）	有害物質等
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 弱アルカリ（有害）	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん（有害）	
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 旧号産業廃棄物（有害）	処分方法
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物形不燃物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等		備考・通信欄
<input type="checkbox"/> 1000 動物性残さ	<input type="checkbox"/> 4100 動物性残さ	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥			
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 紙くず（有害）			
中間処理産業廃棄物	管理票交付書（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）				
最終処分場所	<input type="checkbox"/> 権限記載のとおり				
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
運搬委託者	氏名又は名称		名称		
	住所 〒	電話番号	所在地 〒	電話番号	
処分委託者	氏名又は名称		名称		
	住所 〒	電話番号	所在地 〒	電話番号	
運搬の委託	委託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)	受領印	平成 年 月 日	数量（及び単位）	
処分の委託	委託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)	受領印	平成 年 月 日	数量（及び単位）	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号				最終処分完了年月日
(注)	発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会				

図3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）のサンプル（排出事業者の保存用）

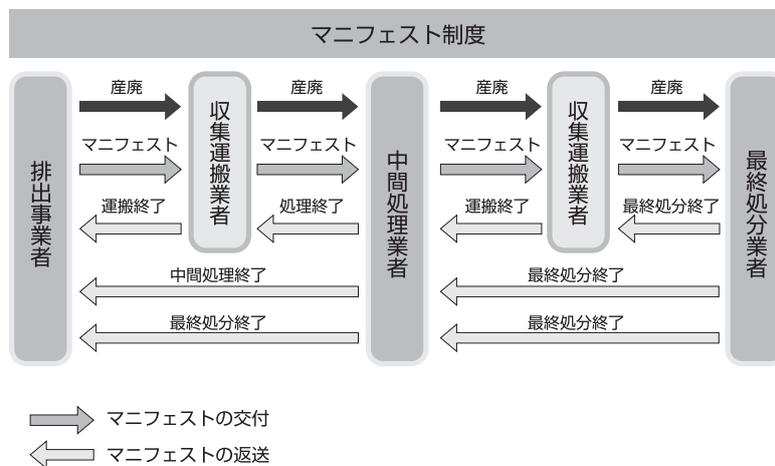


図4 マニフェストの交付と返送の流れ

行われていないことを排出事業者が確認できる制度である。なお、このような紙マニフェストと情報処理センターにマニフェスト情報の登録を行う電子マニフェストによる管理方法がある。

具体的には、図4に示すように排出業者から産業廃棄物の種類、数量、荷姿等を記載した管理票を運搬業者、運搬業者は処理業者に、さらに処理で発生した最終処分が必要な廃棄物については、運搬業者から最終処分業者に渡し、それぞれの運

搬・処理・処分業者は、その控を排出業者に送ることにより、産業廃棄物の流れを把握できる仕組みである。表2に示すように最大7枚の管理伝票で管理される。中間処理は必要がなく、直接最終処分する場合は5枚になる。

なお、排出事業者は、翌年の4月から6月の間に搬出した産業廃棄物について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を行政に提出ことが義務付けられている。今回の事例では、中核市の豊中市

表2 直行用マニフェストの7枚複写の事例

A票	排出事業者の保存用
B1票	運搬業者の控え
B2票	運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認
C1票	処分業者の保存用（中間処理）
C2票	処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認（運搬業者の保存用）
D票	処分業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認（中間処理）
E票	処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認

- ①排出事業者の名称・住所・電話番号
- ②排出事業場で行われる事業の業種
- ③マニフェストを交付した産業廃棄物の種類・排出量（t）・交付枚数
- ④運搬受託者（収集運搬業者）の許可番号・氏名又は名称
- ⑤運搬先の住所
- ⑥処分受託者（中間または最終処分業者）の許可番号・氏名又は名称
- ⑦処分場所の住所

に提出することになる。

排出事業者は、運搬業者、処理業者から送付される管理伝票により、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたかどうか確認する義務があり、違反には厳しい罰則が適用される。また、排出事業者は、運搬業者や処分業者から報告された運搬・処理状況を都道府県知事等に報告しなければならない。その内容は下記の通りであり、様式を図5に示す。なお、豊中市は中核市であり、産業廃棄物処理施設の許認可権を有し、また、情報公開条例が制定されている。

- 前年度に搬出した廃棄物量等を翌年の4月1日～6月30日に提出
- 報告の内容

【留意事項について】

行政が把握できる最終処分場跡地であれば、「指定区域」に指定されているので「廃棄物が地下にある土地の形質の変更」に該当する場合には、土地利用者に対する工事内容等について届出が義務付けられており、適切な利用の指示等を行うことができる。しかしながら、不法投棄地のケースでは、土地利用者であっても埋設廃棄物の種類や埋設量を把握することは難しく、土地利用にあたって大きな問題となる。いずれにしても土地利用時には、開発許可等に係る事前相談等の手続きの過程において「地盤状況」と安全性について審査が行われるので、適切な対応が指示されうる。なお、裁判所に差し押さえられた不動産が、競売で売却された後に、掘削時に廃棄物が確認されて契約破棄（返納）となる事例もたびたび起こっている。

様式第三号（第八条の二十七関係）
（平18環省令23-全改、平23環省令1-一部改正）

都道府県知事 殿 (市長)		産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度） 平成 年 月 日					
		報告者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。							
事業場の名称	業 種						
事業場の所在地	電話番号						
産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1							
2							
3							
4							

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4 業種には日本標準業種分類の中分類を記入すること。
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に右組合有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。また、各事項について右組合有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

図5 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式
（行政に提出する様式の例）

2. 土壌汚染対策法における汚染土壌の搬出・処理と管理制度について

環境施設（No.152, pp.58-68（2018.6））では、土壌汚染対策法の仕組み、土壌汚染調査と区域指定、汚染の除去等の措置、搬出規制等について解説し、検査院報告書で記載されている汚染土壌の掘削処理及び処理費等について取り上げた。

ここでは、措置区域等において汚染土壌を搬出する場合の規制及び管理票の仕組みを詳しく紹介する。要措置区域等から搬出される汚染土壌の運搬の概要は図6に示す通りであり、以下に解説する。

2. 1 土壤汚染対策法で定める搬出等の規制について

要措置区域からの汚染土壌を搬出する場合には、事前に届出義務がある。このほかに、汚染土壌の運搬は、運搬基準の順守と管理票の交付・保存義務がある。さらに、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する場合には、その汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。この処理業者とは、汚染土壌の処理を業として営む者をいい、営業にあたっては、都道府県知事等の許可が必要である。

(1) 搬出の届出

要措置区域からの汚染土壌を搬出する場合には、搬出する汚染土壌の所在を把握しておく必要がある。これを搬出する際には、搬出者は、搬出する14日前までに都道府県知事等に対する届出の義務がある。届出書には、要措置区域等の所在地や特定有害物質による汚染状態、運搬方法、汚染土壌を処理する者、及びその施設等を記載する必要がある。

一方、搬出する汚染土壌を再分析し、指定基準に適合していることが確認され、その旨について都道府県等知事等が認定を受けている場合は、前述の届出書の提出は不要である。

(2) 運搬基準

汚染土壌の運搬とは、要措置区域等内の汚染土壌を、当該要措置区域等の境界線を越えることから汚染土壌処理施設まで移動させる行為のすべてが該当する。その運搬においては、自動車、船舶、列車等の車両の両側面に汚染土壌を運搬している旨の表示義務がある。また、運搬には、自動車等に積載している状態のほか、保管施設での一時的な保管も該当する。運搬基準は、運搬に伴う汚染土壌の拡散のおそれを防ぐためであり、基準に適合しない方法で運搬を行った場合には、罰則規定が定められている。

(3) 管理票

汚染土壌が運搬途中で不法に投棄されたり、不適切な処理に伴う環境汚染を防ぐために、汚染土

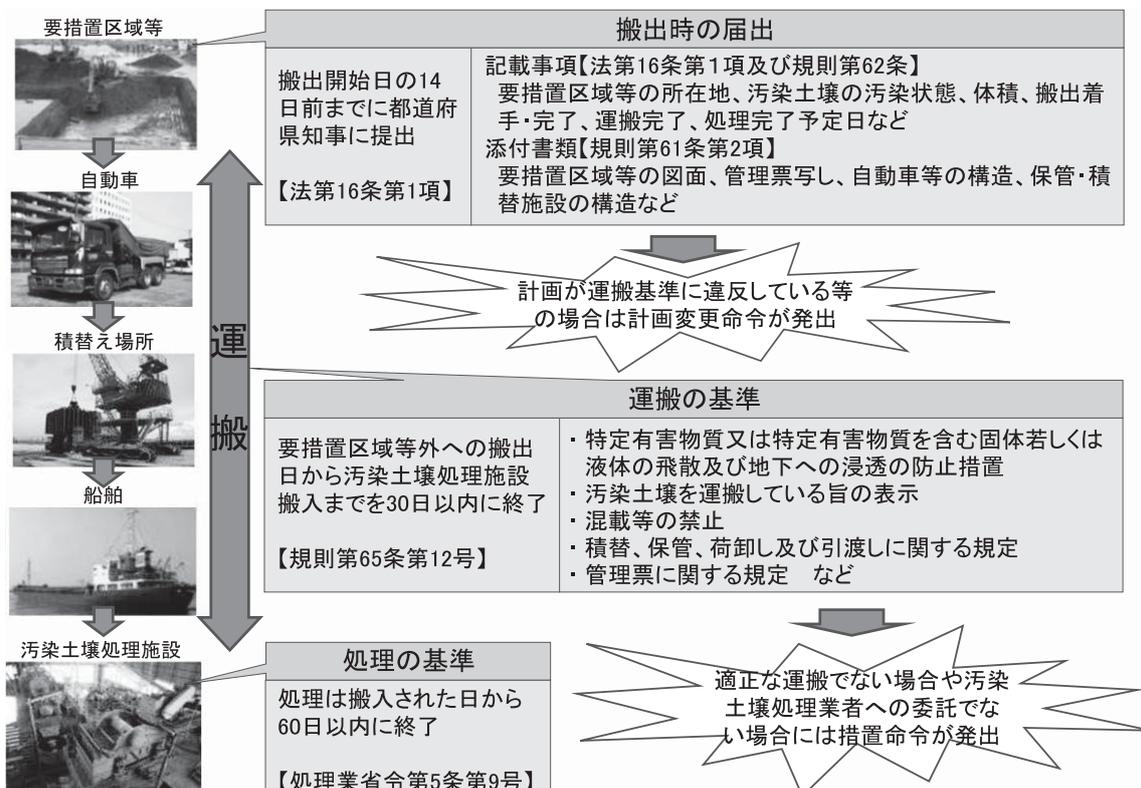


図6 要措置区域等から搬出される汚染土壌の運搬の概要⁴⁾

壤の搬出、運搬、処理する際に、管理票を使用することが義務付けられている。管理票は、汚染土壌を運搬、処理するなど、期限内に関係者に交付し、または、回付する義務がある。図7及び表3に管理票の流れの事例を示す。これらが、運搬受託者や処理受託者から返送されることにより適正に運搬や処分されたことを確認できる仕組みである。なお、管理票には、運搬受託者や処理受託者に対し、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の体積などの記載事項がある。

2. 2 管理票の交付について

汚染土壌を当該要措置区域等から外部へ搬出する者は、その運搬又は処理を他人に委託する場合は、汚染土壌の引渡しと同時に、運搬受託者又は処理受託者へ管理票を交付することと規定されている。管理票の流れは図7及び表3の通りであり、交付者の管理票を図8に示す。

【管理票の交付】（規則第66条）

- ①都道府県知事に提出した管理票の写しの原本を交付する
- ②管理票は、運搬の用に供する自動車等ごと、運搬先ごとに交付する
- ③交付した管理票の控えを運搬受託者、処分受託者から写しの送付があるまでの間保管する

【管理票の記載事項等】（規則第67条）

- ①汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- ②汚染土壌の体積
- ③運搬受託者の氏名又は名称
- ④処理受託者の氏名又は名称 他

表3 管理票の流れの事例（6枚複写の場合）

A票	交付者の控え
B1票	運搬受託者の保存用
B2票	運搬終了報告として交付者へ送付用
C1票	処理受託者の保存用
C2票	処理終了報告として交付者へ送付用
C3票	処理終了報告として運搬受託者へ送付用

【管理票交付者の管理票の写しの保存期間】

5年間（電磁的記録による保存も可能）

【管理票の写しの送付を受けるまでの期間】

- 運搬受託者からの送付期間：交付日から40日
- 処理受託者からの送付期間：交付日から100日

【汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出】

行政への届出の様式は図9に示す

つまり、管理票交付者（排出者）は、都道府県知事等に提出した管理票の写しの原本を運搬受託者や処理受託者に交付し、最終的にこれを回収して保管するとともに、行政に運搬・処理の確認届出書を提出することが規定されている。

【留意事項について】

土壌汚染の場合には、工場や事業所の跡地などの履歴調査により汚染の有無の可能性を把握できるが、不法に汚染土壌が埋設された土地にあっては、現場調査や掘削し、かつ試料を採取して分析して初めて土壌汚染の実態を把握することができるので、対応は難しい。

以上のことから、行政に提出された搬出汚染土

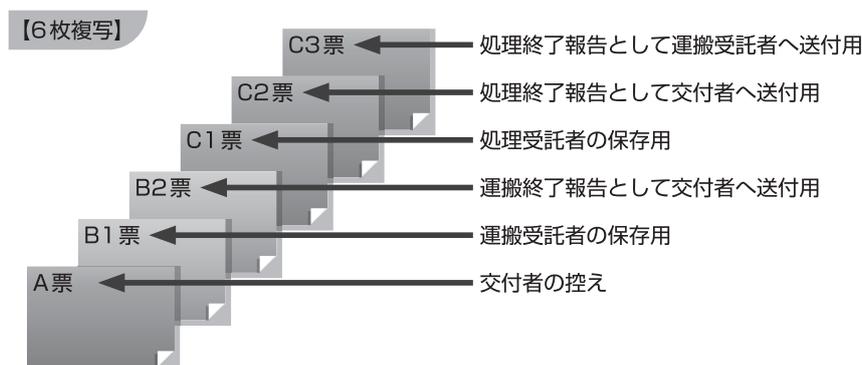


図7 管理票の事例

管理票 (A票)

整理番号

様式第十九 (第六十七号第二項関係)

交付者用

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 住所及び連絡先	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 住所及び連絡先	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 住所及び連絡先	交付者 氏名 交付年月日 交付番号 汚染土壌の体積 汚染土壌の質量																																																																																										
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はしを記入)																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>汚染物質名</th> <th>測定濃度</th> <th>測定濃度</th> <th>汚染物質名</th> <th>測定濃度</th> <th>測定濃度</th> <th>汚染物質名</th> <th>測定濃度</th> <th>測定濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> クロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> トリクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 六価クロム化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 四塩化炭素</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> トリクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シアン化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ベンゼン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シマジン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> セレン及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チオベンカルブ</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロプロパン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 手づらみ</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ジクロロメタン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> PCB</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 銻及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 有機りん化合物</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			汚染物質名	測定濃度	測定濃度	汚染物質名	測定濃度	測定濃度	汚染物質名	測定濃度	測定濃度	<input type="checkbox"/> クロロエチレン			<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン			<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物			<input type="checkbox"/> 四塩化炭素			<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン			<input type="checkbox"/> シアン化合物			<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン			<input type="checkbox"/> ベンゼン			<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン			<input type="checkbox"/> シマジン			<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエチレン			<input type="checkbox"/> チオベンカルブ			<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロプロパン			<input type="checkbox"/> 手づらみ			<input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物			<input type="checkbox"/> ジクロロメタン			<input type="checkbox"/> PCB			<input type="checkbox"/> 銻及びその化合物			<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン			<input type="checkbox"/> 有機りん化合物			<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン									
汚染物質名	測定濃度	測定濃度	汚染物質名	測定濃度	測定濃度	汚染物質名	測定濃度	測定濃度																																																																																					
<input type="checkbox"/> クロロエチレン			<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン			<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物																																																																																							
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素			<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン			<input type="checkbox"/> シアン化合物																																																																																							
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン			<input type="checkbox"/> ベンゼン			<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物																																																																																							
<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン			<input type="checkbox"/> シマジン			<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物																																																																																							
<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエチレン			<input type="checkbox"/> チオベンカルブ			<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物																																																																																							
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロプロパン			<input type="checkbox"/> 手づらみ			<input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物																																																																																							
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン			<input type="checkbox"/> PCB			<input type="checkbox"/> 銻及びその化合物																																																																																							
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン			<input type="checkbox"/> 有機りん化合物			<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物																																																																																							
<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン																																																																																													
要措置区域等の所在地 <input type="checkbox"/> 施設内場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 住所及び連絡先		自動車等の番号及び運転者等の氏名 自動車等の番号 運転者氏名 自動車等の番号 運転者氏名																																																																																											
汚染土壌処理施設等の名称及び所在地 名称 所在地 許可番号		要措置区域 面積 処理年月日																																																																																											
作成した票の氏名 氏名 氏名 氏名		処理方法 処理終了年月日																																																																																											
提出者 氏名 氏名 氏名		提出者 氏名 氏名 氏名																																																																																											

図8 汚染土壌管理票の様式 (交付者の控え)

搬出汚染土壌の 運搬 状況確認届出書
処理

年 月 日
都道府県知事等 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

印

土壌汚染対策法第20条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

管理票	交付年月日	
	交付番号	
要措置区域等の所在地		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
汚染土壌の体積		
届出書提出事由	<input type="checkbox"/> 管理票の送付を受けていない <input type="checkbox"/> 管理票に必要事項が記載されていない <input type="checkbox"/> 管理票に虚偽の記載がある	
届出書提出事由に係る者	<input type="checkbox"/> 運搬受託者 <input type="checkbox"/> 処理受託者	
	氏名又は名称	
	住所	
把握した運搬又は処理の状況及びその把握の方法		

図9 汚染土壌の運搬及び処理の届出様式 (行政に提出)

壤の運搬・処理状況確認届出書により、汚染土壌の取扱量、運搬量や距離、処理業者及び処理量、ならびに運搬・処理料金等を確認できることもある。

おわりに

今回は、汚染土壌及び廃棄物の搬出に係る管理制度について解説し、とくに行政に提出される届出書の内容を紹介した。つまり、行政資料を入手すれば、汚染土壌や廃棄物の取扱量や運搬・処理量あるいは処理業者など正確に把握できるのであり、それぞれ運搬や処理を行った業者に聞き取りを行えば、かなり正確に実態を把握できるはずである。これにより「有益費」や土地価格の値引き根拠も信頼性の高い資料に基づいて算定することができることを解説した。

会計検査院検査の対象は、国交省と財務省ではあるが、大きな政治課題を抱える中で、検査院に対してすべての関係書類を漏らさず、偽装や修正をせずに提出するとは考え難い。このことから、

提出された書類の信頼性を担保する意味でも、関係する業者や行政から資料の提出を求め、国交省や財務省の手続きや契約書以外に最大の焦点である土地価格、埋設されていた汚染土壌や廃棄物の量、運搬・処理及び経費を誰もが納得できる方法で検査することが求められるのである。つまり、検査院は、掘削量、運搬量、処理量及びその費用を信頼性の高い行政資料に基づいて検査していないことが最大の問題であると指摘できる。

ところで、埋立された廃棄物は、隠すことも移動することもできないのである。今からでも数本のボーリング調査で、より確実に現状を把握できるのである。わずか1ヵ月くらいの時間と数百万円の費用でかなり信頼性の高い現場調査、確認調査ができるのである。

次回は、森友学園を事例にして汚染土壌及び廃棄物の取り扱いに対する土壤汚染対策法及び廃棄物処理法の適用について検討し、問題点をクローズアップして紹介したい。

〈参考資料〉

- 1) 最終処分場跡地地形変更に係る施行ガイドライン；廃棄物研究財団（環境省委託調査）
- 2) 鍵谷 司；連載「廃棄物埋立跡地の問題と安全利用（Ⅱ）埋立処分場跡地の利用手続きの実際と課題」、環境施設、No.138、pp.6-15（2014.12）
- 3) 鍵谷 司；連載「廃棄物埋立跡地の問題と安全利用（Ⅲ）埋立処分場跡地の指定区域における施行手順について」、環境施設、No.140、pp.48-58（2015.6）
- 4) 汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第3版）；環境省水・大気環境局土壤環境課（平成30年3月）